

果樹 を生産されている農家さんはこちら

事業名	果樹苗木新改植事業
導入資材	果樹苗木（くり、ゆず、きんかん等の宮崎県主要品目）
要件	同一樹種を10本以上新植、改植すること。
申請方法	見積書を役場農林振興課へ提出
申請期限	令和7年2月末

茶 を生産されている農家さんはこちら

事業名	製茶技術向上対策事業	茶機械等導入支援事業
導入資材	円筒管整備、インバーター導入、その他機械改修 等	茶摘機、防霜ファン、管理機 等
要件	・1回の申請につき、1万円以上（税抜き）の改修とする。 ・3年以内の同内容の改修は対象外。	・生産量の安定化や品質向上、労力軽減を図ること。 ・1台あたり10万円以上（税抜き）とする。
申請方法	①見積書を役場農林振興課へ提出 ②補助要件を満たす団体組織より申請	①見積書とカタログ等を役場農林振興課へ提出 ②補助要件を満たす団体組織より申請
申請期限	令和6年12月末	

花き を生産されている農家さんはこちら

事業名	花き種苗供給対策事業
導入資材	ウィルス感染防止や改良品種を目的としたキク、スイートピー、シャクヤク、ラナンキュラス、リンドウ等の宮崎県主要品目
要件	生産量の安定化や品質向上を図ること。
申請方法	①見積書を役場農林振興課へ提出 ②補助要件を満たす団体組織より申請
申請期限	令和6年12月末

注意事項

- ① 農業用施設整備や農業機器、新品目の導入計画があり、補助事業を活用したい場合、予算規模がわかる見積書などを用意して必ず事業実施前にご相談ください。
- ② 事業途中や事業実施後の申請は認められていませんのでご注意ください。
- ③ 事業内容によっては、町の補助以外でも国・県の補助事業に該当する場合がありますので、早めにご相談ください。



の補助があります！

魅力ある高千穂町の園芸作物の産地の保全と発展を図るため、補助事業を実施しています。

問 役場農林振興課園芸特産係
73-1208

補助率 $\frac{1}{3}$ 以内

対象者

- ① 町内在住の農業経営者であること。
 - ② 各品目の生産者組織に所属していること。
- ※ その他、各事業ごとに要件があります。

生産している品目により、活用いただける補助が異なりますので、詳しくみていきましょう。



野菜 **果樹** **花き** を生産されている農家さんはこちら

事業名	園芸作物強化事業
導入資材	・農業用ハウス被覆ビニール等の更新 ・簡易灌水整備、加温器、遮熱遮光資材、管理機、自走式防除機、インバーター、細霧冷房 等
要件	・ビニールの更新については、農業用ハウスごとに3年に1回の申請とする。 ・機械類導入は、1台10万円以上（税抜き）とする。 ・生産量の安定化や品質の向上を図ること。
申請方法	①見積書を役場農林振興課に提出（機械類導入については、カタログ等導入機器が分かる書類も提出） ②補助要件を満たす団体組織より申請
申請期限	令和6年12月末